

令和4年第1回粕屋町議会臨時会会議録（目次）

第1号 2月7日（月）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・議案等の上程（第1号～第2号）	5
・議案等に対する質疑	7
・議案等の委員会付託	7
・委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	8
議案第1号 令和3年度 粕屋町一般会計補正予算について	8
議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	9
・閉 会	16

令和4年第1回（2月）

粕屋町議会臨時会

令和4年2月7日（月）

令和4年第1回粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年2月7日（月）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案等の上程
- 第4. 議案等に対する質疑
- 第5. 議案等の委員会付託
- 第6. 委員長報告
- 第7. 委員長報告に対する質疑
- 第8. 討論
- 第9. 採決

2. 出席議員（15名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 古 家 昌 和 | 10番 田 川 正 治 |
| 2番 田 代 勘 | 11番 福 永 善 之 |
| 3番 杉 野 公 彦 | 12番 久 我 純 治 |
| 4番 宮 崎 広 子 | 13番 本 田 芳 枝 |
| 6番 井 上 正 宏 | 14番 山 脇 秀 隆 |
| 7番 案 浦 兼 敏 | 15番 安 藤 和 寿 |
| 8番 鞭 馬 直 澄 | 16番 小 池 弘 基 |
| 9番 川 口 晃 | |

3. 欠席議員（1名）

- 5番 末 若 憲 治

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（10名）

町長	箱田 彰	副町長	吉武 信一
教育長	西村 久朝	総務部長	山野 勝寛
住民福祉部長	中小原 浩臣	都市政策部長	山本 浩
総務課長	堺 哲弘	経営政策課長	今泉 真次
総合窓口課長	渋田 香奈子	社会教育課長	新宅 信久

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

早いもので、令和4年も立春が過ぎ、今年、第1回の臨時会ですが、福岡県におきまして、新型コロナ・オミクロン株の感染拡大に伴い、まん延防止等重点措置が発出されました。飲食店に対し、営業時間短縮要請が出され、なかなか普段の生活に戻れない状況でございます。町執行部、また議員各自が感染防止対策を十分にとられ、コロナウイルス感染に留意されますことを切に希望いたします。

なお、現在、福岡県にまん延防止等重点措置が発出されておりますので、感染拡大防止の観点から、町執行部への出席要請は、最小限にとどめておりますことをご了承承願いたします。

本日、議席番号5番、末若憲治議員から、体調不良のため欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第1回粕屋町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、田代勘議員及び4番、宮崎広子議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本臨時会に町から提出されました議案は、2件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和4年第1回粕屋町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

今、議長が申されましたように、福岡県に対する、国のまん延防止等重点措置が、去る1月27日から実施され、10日余りが過ぎました。いまだに、県内の感染状況は沈静化せず、社会経済活動に大きく影を落としております。そのような中、ウイルスワクチンの3回目となる追加接種を、この2月1日から、65歳以上の高齢者を対象に、福祉センターでの集団接種や病院等の医療機関14か所で、個別接種により開始をしております。今後も、ファイザー製、そして武田/モデルナ製のワクチンは、国からの安定的な供給が予定されておりますので、希望者全員の接種が早期に完了するように、努力してまいります。

なお、5歳から11歳までの小児用ワクチンとして、ファイザー製のワクチンが特例承認をされており、このワクチンの輸入も開始され、来月から国内での接種が開始されます。町といたしましても、新型コロナウイルス感染の終息に向け、ワクチン接種の早期完了を目指し、全力で対応してまいります。

それでは、議案の上程並びに提案理由の説明を申し上げます。

本日の臨時会に町から提案いたします議案は、令和3年度の補正予算が1件、和解及び損害賠償額の決定が1件、以上2件でございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回の補正予算は、令和3年12月27日に交付限度額が示された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、子育て世帯を応援するため、子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となった所得制限960万円でございますが、その金額を超える世帯に対し、1人当たり10万円の給付を行う、子育て世帯臨時応援給付金の実施に関するものとなります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,982万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を199億3,719万8千円とするものでございます。歳出といたしましては、子育て世帯臨時応援給付金給付事業費を6,982万9千円増額するものでございます。歳入といたしましては、今回示された地方創生臨時交付金の交付限度額1億6,228万3千円のうち、歳出と同額の6,982万9千円を計上するものでございます。なお、残額の9,245万4千円については、本省繰越しの手続を行っており、令和4年度当初予算に計上する予定とし

ております。

続きまして、議案第2号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」で
ございます。

令和3年10月27日に、粕屋町総合体育館の武道場において発生した、施設管理
の瑕疵（かし）による事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め和解しよ
うとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議
会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第4. 「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第5. 「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました2号議案につきましては、付託表のとおり、文教厚生常任委
員会に、また、1号議案の補正予算につきましては、地方自治法第109条第1項及
び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算
特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思いを
ます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所
管の委員会に付託することに決定いたしました。なお、予算特別委員会の正副委員
長は、委員長に井上正宏議員、副委員長に杉野公彦議員であります。

ただ今から、委員会審査のため、本会議を暫時休憩いたします。付託の委員会審
査が終了し、委員長報告ができ次第、本会議を再開いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時40分)

(再開 午前11時15分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議案第1号「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

議案第1号は、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、議長を除く議員全員による審査でしたので、要点のみご報告いたします。

今回の補正予算は、令和3年12月27日に交付限度額が示された地方創生臨時交付金を活用して、子育て世帯を応援するため、子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となった、所得制限を超える世帯に対し、一人当たり10万円の給付を行う子育て世帯臨時応援給付金の実施に関するものとなります。対象児童は、695名と見込んでいます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,982万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を199億3,719万8千円とするものです。歳出として、子育て世帯臨時応援給付金給付事業費を6,982万9千円増額するものです。歳入として、今回示された地方創生臨時交付金の交付限度額1億6,228万3千円のうち、歳出と同額の6,982万9千円を計上するものです。

審査の経過につきましては、地域経済対応分とコロナ対応分のいずれに使うのかとか、子育て世帯臨時応援給付金として歳出することとした理由は何かとの質疑がありました。また、議員間討議の中では、所得制限を超えた方にも、町独自で給付することとした判断はよかったとか、そもそも所得制限を付けずに、すべての子どもに給付するべきだとの意見がありました。

当委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

本案は、ただ今の委員長報告のとおり、議長を除く議員全員による審査を行っております。よって、「委員長報告に対する質疑」を省略し、これより、議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。よって、議案第1号「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第2号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第2号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本件は、令和3年10月27日の午後7時20分頃、粕屋町総合体育館内の武道場において、柔道の試合形式での練習中に、畳の隙間にて左足の小指を骨折させる事案が発生し、損害補償が必要となったものです。本件事故による損害賠償金として、粕屋町は、相手方に金11万6,790円を支払い、本件和解のほか本件事故に関し、双方には一切の債権債務関係がないことを確認するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求められたものでございます。

審査の経過につきましては、12月の執行部からの報告の時に口頭のみであったため、なぜ紙面での報告がなかったのかという質疑や、損害賠償金の内容の詳細の質疑がありました。

当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の「委員長報告に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、委員長からの報告があったんですが、資料もいただけてますが、ちょっと不明な点が何点かありますので、教えていただきたいなと思います。

まず、監督責任で賠償請求ということになるかと思いますが、この監督責任は、柔道の試合形式でやってたということがありますので、そこを主催した方たちの監督責任が発生してるのではないかなと思いますので。まずそれが、過失割合がどうだったのか、というのが一点ですね。それと、畳がずれてってというのは当然ありうることなんですけど、今後の改善策が何も言われてなかったんで、今後、改善策をどのようにするのかっていうのを教えていただきたいなと思います。

この2点、よろしく願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

井上委員長。

◎6番（井上正宏君）

山脇議員の質疑というところで、監督の責任と、今後の改善策ということの二つの質問だったと思いますけれども、文教厚生常任委員会のところでは、そこまでちょっと詳しく確認がとれておりませんでしたので、この件につきましては、後日、回答ということによろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

当然、執行部が答えられれば、執行部でも構わないのかなと思いますので。

もし、執行部で答えられるのであれば、議長の許可があれば大丈夫だと思いますので、よろしく願いします。

◎議長（小池弘基君）

井上委員長。

◎6番（井上正宏君）

すみません、改善策ということであるならば、道場の木の枠を作って、そういう修理をされたというのがその改善策の一つではなかろうかなと思いますが。

先ほど、ちょっと言葉が足りませんでしたので、今、回答させていただきます。

◎議長（小池弘基君）

今、山脇議員の質疑につきましては、まず1点目が、過失責任の割合比率とかい

ったものもございましたので、文教厚生常任委員会の中での説明等に、まだその辺がはっきり聞けてないということであれば暫時休憩いたしますので、その間、執行部と再度確認をしていただいて、委員長報告として、また後ほど報告していただきたいと思っておりますので、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時26分)

(再開 午前11時39分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

それでは、井上委員長、再度、質疑に対する答弁をお願いいたします。

◎6番（井上正宏君）

山脇議員の質疑にお答えいたします。

町側は、施設側の監督責任がゼロではないということもあり、自賠責慰謝料について、算定基準の低いほうを採用したということになっております。

◎議長（小池弘基君）

井上委員長。山脇議員の質問は、まず、過失責任についてどうかといった話については、要は、100ゼロではないということで、今回の金額について、いろんな基準がある中で、低いほうの基準をとったといった内容でよろしいんですか。

で、山脇議員、今の過失責任に関しては、今の説明でよろしいですか。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ということは、100%認めて、算定基準の低い値でやりましたっていう話ですかね。

◎議長（小池弘基君）

過失100ゼロではなく、ま・・・

◎14番（山脇秀隆君）

ちょっとすみませんね、僕、保険屋やってるんで、過失はゼロではないとなると、この元の金額に過失割合を掛けた金額が、この金額になりますよっていうのは話なんです。

◎議長（小池弘基君）

そうですね。

◎14番（山脇秀隆君）

大本の、じゃあ賠償金はいくらなんですか。

◎議長（小池弘基君）

元の金額とかは分かれますか。

◎ 6 番（井上正宏君）

これはまだですね、可決の前ですが、現時点でのお支払い認定総額というのがございまして、慰謝料が7万7,400円、治療費実費が9,390円、入院見舞金が2万円、通院見舞金が1万円ということで、支払い額が11万6,790円となっております。

◎ 議長（小池弘基君）

山脇議員。何か。

◎ 14 番（山脇秀隆君）

それは、向こうが出してきた数字なのか。

要は、それだけかかったからお支払いをするっていう話なのか。

要は、過失責任は、100%町は認めたんですかってことを聞きたい。

◎ 議長（小池弘基君）

井上委員長。

◎ 6 番（井上正宏君）

施設が、畳がやっぱり危ないという状況の中での固定をしていなかったというのが、施設側の瑕疵（かし）ということでも認識してあるということですので、今述べましたように、町側についての、公の施設の中で起きた事故でございますので、そういう町側に・・・

◎ 議長（小池弘基君）

要は、過失責任は町側が認めてるということで、解釈でよろしいんですか。

◎ 6 番（井上正宏君）

はい。

◎ 議長（小池弘基君）

ということでございます。

過失責任については、町のほうが認めておりますということで、今回の金額の決定に至ったという。

山脇議員。

◎ 14 番（山脇秀隆君）

それで、100%町が認めましたと、いうことなんですね。

今後、その改善策としては、今、木柵はちゃんとして動かないように、今後同じような事故を起きないようにしましたという報告、答えでした。で、私が懸念するのは、何でもかんでもね、町がやっぱり負担をする、何か事故があったら100%みますっていう話を広がってしまうと、何でもかんでも請求が来ると思うんですよね。そうじゃなくて、監督責任っていうのをやはりそこに発生してくると思うんで、ある程度は、やっぱりその辺は指導をしていくような改善策っていうか、そういうこ

ともやっぱり必要なんじゃないかなと思いますので。

その辺の改善策は、今後どういうふうに行われるのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

今、山脇議員のほうから、今回のその金額の決定云々ではなく、今後の対策として、意見というか提案、もっと監督責任あたりも、今後考えていくべきではないかといったご意見だと思います。それでよろしいですか。

今のような、どう今後考えて。その辺、何か答えられますか。若しくは今後のことということであれば、文教厚生の中で、それはまた、議論していくということ。

◎6番（井上正宏君）

今回、粕屋町の施設における、こういう議案が出てきておりますが、今後も同じような、そういう事案というのも発生すると思いますので、今後、今、山脇議員からの質問の中で、今後、町としっかり同じことがないように、話を進めていきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員よろしいですか。

ということで、今後また打合せのほうお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

議案第2号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、賛成の立場で討論いたします。

今回議案に出されたのは、この和解の金額に対して、いろんな質問、議会としてそれをどう認めるか認めないかということだったので、一応、文教厚生常任委員会の中では、それは認めますということで、議案は通ったと思います。通ると思いますが。文教厚生常任会の中では全員賛成で。ただ、私その中で申し上げたことが何点かあるんですけども、一番大事なことはこの議案に至るまでの経過報告、それが

12月の9日に、前回の12月定例議会で報告を受けました。ただ、その報告の有り様は、テーマに書いて、事故の経緯について。それから2、再発防止策と今後の予定について。この二点のテーマが出してあるだけで、その内容については口頭で説明がありました。そのときも申し上げたんですが、その中でいろいろ町側が説明をしてくれました。そして今回、このような議案が出たと思いますが、私は、一番大事なことは、公共施設としてかすやドームの今後の在りかた。似たような事故は今後もし起きると思うし、以前も照明器具の落下ということがあったので、これはですね、

◎議長（小池弘基君）

本田議員に申し上げますけども、委員長報告に対する質疑でございますので、その辺、

◎13番（本田芳枝君）

えっ、賛成討論。

◎議長（小池弘基君）

すみません。私の勘違いでございました。続けてください。

◎13番（本田芳枝君）

それで、このかすやドームができたのが平成9年、1997年なんですね。それで長寿命化計画を作っておられると思うんですけど、その流れの中で、これがどういう状況だったかっていうことを、委員会ではまだ質疑ができてないんですね。だから、委員長も答えるのがちょっと大変だったかなと思いますけど。委員会の一メンバーとしてもっとその辺をきちんとね、審査をすればよかったかなと、それが町民に対する議会のありようかなと思うんですけど。その一番の問題がね、経過説明というものが12月議会であったときに、もう少し丁寧な説明ができなかったのかなっていうのを申し上げました。で、執行部側は、いろいろ個人情報もあるし、それから、まだ事後対策が完了してないからできなかったというふうにおっしゃいましたけど、それはもちろんそうでしょうけど、私たちは、今後、同じような事件、事故が起きないようにするにはどうしたらいいか。つまり、再発防止策を議会としては検討しないといけなかったんじゃないかと、反省も込めて、今後このことについて、もう少し私ども議会で頑張らなければいけないと思うし、同時に、報告をもう少しきちんとしていただきたかったというのが、今回の私の意見ですが、今後されると思います。

ただ、今後、同じような経緯があると思うので、その辺を要望として出しますが、一応賛成はいたします。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

賛成討論でございますので、中身については、今後、賛成討論という形でお願いしたいと思います。

続きまして、また反対の方があればですけど、皆さま、全員賛成という委員長報告でございましたので、後、このほか賛成の方、討論される方おられますか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成です。よって、議案第2号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる数字、字句等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和4年第1回の臨時議会の閉会にあたりまして、自席からではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました、すべての議案にご賛同いただき、議決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

開会の挨拶の中で申し述べましたが、全国的にこのコロナの感染者数が増加しており、社会的・経済的な影響が大きく表面化しております。小・中学校や保育所などの感染の拡大により、学級閉鎖、また、この庁舎など行政機関でも、毎日のよう

に感染疑いなどのリスクにさらされております。ワクチンの追加接種と共に、まずは、発熱や咳などの風邪の症状が、ご本人や家族にあった場合には、躊躇なく休み、感染拡大を予防することが大切であり、また、併せて基本的な手指消毒、マスクの着用は、言うまでもございません。

さて、令和3年度の期間も残り少なくなってまいりました。コロナ禍にあっても、新年度に向けた政策の計画準備に職員一丸となり、更なる住民サービスの向上と負託に応えてまいりたいと思っております。まだまだ寒い日が続くと思われまます。コロナ感染などにご注意をいただき、ご自愛されますよう心からお願い申し上げ、閉会にあたっての私の御礼の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和4年第1回粕屋町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、令和4年第1回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午前11時54分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 田 代 勘

署名議員 宮 崎 広 子